

会 議 案 第 1 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年3月25日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
八 田 憲 児

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 一略一 (2) 教育厚生常任委員会 10人 ア <u>福祉部</u> の所管に属する事項 イ <u>健康保険部</u> の所管に属する事項 ウ 一略一 (3)~(5) 一略一 3及び4 一略一	(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 一略一 (2) 教育厚生常任委員会 10人 ア <u>健康福祉部</u> の所管に属する事項 イ <u>こども未来部</u> の所管に属する事項 ウ 一略一 (3)~(5) 一略一 3及び4 一略一

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和7年4月1日付けで福祉部及び健康保険部の分掌する事務を再編し、健康福祉部及びこども未来部に分掌させる機構改革が実施されることに伴い、所要の改正を行うもの